

令和 7 年度地域安全まちづくりに 関する新規事業 (くらし安全課所管)

自動録音装置の普及(特殊詐欺対策)

独居高齢者など特殊詐欺被害リスクの高い世帯に、自動録音装置をより確実に普及させるため、
外付け自動録音機を無償で配付

○実施内容

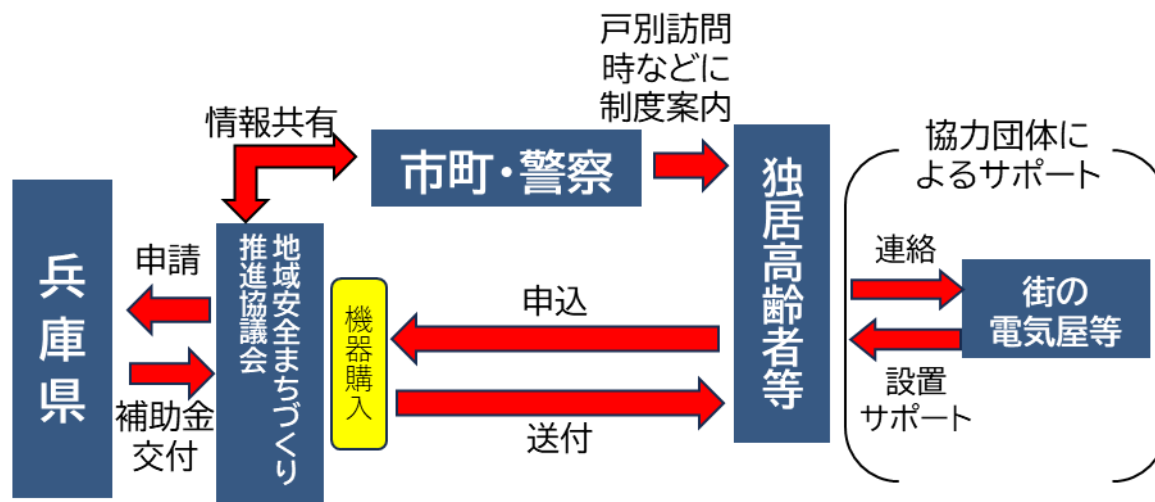
- ・警察の戸別訪問や市町等により、
対策が必要な高齢者に制度を案内
- ・ **ひょうご地域安全まちづくり推進協議会を通じ
高齢者宅へ機器を送付(65歳以上・3,000台)**
- ・協力団体を募ってリスト化し、
機器設置が困難な高齢者に対して**設置をサポート**

【参考：R6主な取組】

●自動録音機能付電話機等購入補助事業

特殊詐欺被害防止に効果がある自動録音機能付電話機等の機器購入費に対する補助（市町を通じた補助）を実施

	自動録音電話機	外付け録音機
補助対象者	65歳以上の県民	
補助金額	上限10,000円	上限5,000円
補助台数(R7.2.28時点)	22,903台	415台



外付け自動録音機(イメージ)

進化する犯罪への対応

固定電話による特殊詐欺対策に加え、**近年被害が増加している携帯電話を通じた詐欺やSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺などの新たな詐欺へ対応**するため、関係機関連携のもと、被害防止に向けた**普及啓発を強化**

○実施内容

1. 関係機関と連携した普及啓発

- ・ 特殊詐欺を疑似体験する**体験・体感型講習会の開催**
- ・ 地域住民、防犯グループ、市町等を対象とした**講習会を開催**
- ・ SNSを活用した**詐欺手口に関する啓発広告の発信**
- ・ 各警察署、各種イベント、講習会などで啓発グッズを配布
- ・ 県警が詐欺グループから押収した名簿に記載されている人への**注意喚起のDM**を送付

2. 関係者連絡調整会議の開催

- ・ 官民連携のもと、課題を共有し、効果的な対策を検討
- ・ 参画機関：県、県警、防犯協会、事業者団体等

【参考：R6主な取組】

●特殊詐欺被害防止に係るPRキャンペーン・対策講習会

特殊詐欺の現状と対策について知っていただくための啓発を実施

- ・ PRキャンペーン（県民局ごとに実施）
- ・ 対策講習会（市町ごとに実施）

●防犯演劇（姫路・豊岡）

特殊詐欺や闇バイトを題材とした演劇による啓発を実施

●詐欺Bot体験会（西宮）

SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止に対する意識向上のため、生成AI活用の仮想体験ツールを通じた詐欺被害プロセスの疑似体験を実施



R7.2.28 防犯演劇(豊岡)



R7.2.6 詐欺Bot体験会(西宮)

客引き行為等の防止に関する条例の推進

コロナ禍後増加傾向にある繁華街における客引き行為を防止するため、**客引き行為等防止条例に基づき、指導・啓発の体制を強化**

○現 状

- 禁止地区に指導員を配置し、巡回及び指導違反者への措置を実施
 - ・ 禁止地区：三宮北部地域（H27.10～）
阪急西宮北口駅北西地域及びJR甲子園口駅南側地域（R6.5～）

○課 題

- ・ **三宮北部地域**では地区指定(H27.4)以降客引き数は減少傾向にあったが、**コロナ禍を底に再び増加**
- ・ 西宮の2地区については、地区指定(R6.5)以降減少傾向にあるものの、**西宮北口駅北西地域では夏以降増加**に転じている

○実施内容

- 指導員の配置人員を増員**するとともに、**新たにパトロール隊(※)を配置**し、指導体制を強化
- ※他団体の繁華街で実績を挙げている民間警備会社等を想定
- ・ 三宮地区：指導員等 7 名
- ・ 西宮地区：指導員等 4 名(パトロール隊 2 名含む)

【参考：R6主な取組】

●客引き防止キャンペーン

西宮2地区をR6.5に禁止地区に指定したことを周知徹底し、「客引きをしない、させない」こと、「客引きについて行かない」機運を醸成するため、客引き防止キャンペーンを実施

●AI防犯カメラを活用した実証実験

一定の時間、撮影範囲内に複数人が滞留した際に注意喚起放送を実施、放送回数やAIカメラで検知した滞留人数等により効果を検証

【実施期間】

- ・ R6.5.20～R6.6.19
(三宮地区)
- ・ R6.11.13～R7.1.31
(三宮地区・西宮2地区)

【設置効果等】

- ・ 注意喚起放送により滞留者が減少
(三宮地区(1回目)10～15%程度減、西宮2地区20%程度減)
- ・ AIカメラのログデータにより、客引きが多い曜日や時間帯を把握
- ・ 通行人へのアンケートでは約9割が取組を評価



犯罪被害者等権利利益保護条例の検証、支援ノートの作成

「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」の施行（R5.4）から3年目を迎えることから、社会情勢の変化等を踏まえ条例の内容等を検証するとともに、条例の理念を具体化した支援計画に基づく取組を推進

○実施内容

1. 条例検証委員会（仮称）の開催

犯罪被害当事者や学識者、弁護士など、
専門家による検証委員会を立ち上げ、
条例内容や必要な支援施策等を検証

2. 支援ノートの作成

各種の支援制度や刑事裁判の流れなどの情報を
掲載するとともに、警察や行政とのやりとり等を
記録するための**支援ノート**を作成

3. 小児や男性等への性犯罪被害への対応

特に被害が潜在化しやすい小児や男性等への
性犯罪被害に対応するため、**医療機関との連携**
を強化し、医療従事者向けの研修等を充実

【参考：R6主な取組】

●見舞金制度の創設

犯罪被害直後に必要となる予期せぬ費用に対応するため、
県独自の見舞金を支給

支給金額：死亡 30万円 重傷病 10万円

支給要件：国内で発生した故意の犯罪行為による死亡
または重傷病（全治1か月以上）

●支援調整会議の開催

複数機関による支援が必要な事案が発生した場合、関係機
関が集まり必要な支援内容を調整し、適切な支援内容をパッ
ッケージ化して提供

●専門人材の配置・育成

支援調整会議を適切に運営するため、福祉、心理の専門資
格を有する専門人材を配置し、育成
（社会福祉士2名、公認心理師1名）

●支援体制の充実に向けた研修会の開催

機運醸成、連携体制の充実、
情報共有等を目的として、
警察庁との共催で関係機関を
広く集めた研修会を開催



再犯防止・更生支援に向けた出所者等の孤立防止・居場所づくり

本県の再犯者率は全国平均を上回っており、よりいっそうの再犯防止対策が必要であることから、**再出発を目指す人の孤立を防ぎ、自立を支援する施策を展開**

○実施内容

1. 再出発を目指す人たちとの交流会

出所者やその家族、支援者が集まる場の提供により、**悩みの共有・意見交換等から孤立防止**につなげ、立ち直りに向けた取組を支援

【参考：R6主な取組】

●ワーキンググループの開催（R6.11）

- ・ 刑事施設、保護観察所、関係市町、民間支援団体等の実務担当者が集まり、出所者等の速やかな受入に向けた課題や解消法等について意見交換
- ・ 結果を市町研修会でフィードバックし、今後の支援に必要な情報を共有

2. 正しい知識を発信するフォーラム

更生支援についての理解促進を図るフォーラムを開催

内容	講師	参加者
担い手不足が課題となっている保護司の活動内容啓発	現役保護司等	一般県民、担い手候補の行政・県警・教員OB職員等
繰り返し犯罪を犯す人の特性とその対応等	学識者(犯罪心理学)等	一般県民、更生支援に携わる行政職員等